

## 第35回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議【結果】

令和3年1月8日(金)  
09時30分から  
議 場

### 検討事項1 令和3年1月8日緊急事態宣言を受けて市としての対応（案）

#### <新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等>

- 1 区域  
都内全域
- 2 期間  
令和3年1月8日（金曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで
- 3 実施内容  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施
  - (1) 都民向け  
不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛
    - ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
    - ・ 特に、20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)
  - (2) 事業者向け  
営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限
    - ・ 施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）
    - ・ イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

#### 【基本方針】

緊急事態宣言の要請内容を踏まえ、

「今は、新型コロナウイルス感染症対策の強化を優先事項として、短期的に集中的に実施すべき時期である」との考え方にに基づき、東京都の緊急事態措置に即し、多摩市においても「午後8時以降はどうしても必要な外出以外はできるだけ控えていただく」、「飲食の場を中心とした感染を回避する」などの対応を行い、新型コロナウイルスの蔓延を防止することに取り組む。

## 1 公共施設の取扱い

### (1) 施設の開館時間

市民活動等が行われている公共施設は、午後8時で閉館とする。（屋外体育施設も含む。）

### (2) 対応方法

#### ① 利用時間帯について

- 午後8時以降の貸出は、使用不可とする。
- 利用時間が午後8時以降にかかる貸出を既に予約済みの利用者に対して、キャンセルの要請を行う。
- ただし、やむを得ない理由がある場合は、別途、施設と調整する。
- 利用時間が午後8時以降にかかる貸出の新規予約は受け付けない。（体育施設を除く。）

※ 新規受付の実施については、引き続き検討する。

#### ② 利用方法について

- 学校運営の基準を準用し、合唱やカラオケ等飛沫感染の可能性の高い活動は、使用時間帯に関わらず、中止を要請する。

#### ③ 飲食について

- キャンプ練習場等における飲食は、不可とする。

#### ④ 利用料金について

- 利用料金の徴収額については、法務指摘があったため、後日課長会で検討する。

### (3) 緊急事態宣言期間が延長された場合の措置

- 東京都からの要請内容に準じ、対象施設や開館時間等を変更する。

## 2 主催事業等

- 延期やオンラインでの開催、規模の縮小等を検討する
- 開催する場合は、感染予防対策の徹底を行う。
- 会議等を行う場合は、原則、午後8時までとする。
- イベント後の会食は禁止
- 収容人員は定員の半分まで

## 3 職員への対応

発出される文書を参照

## 4 期間

- 緊急事態宣言後、東京都における緊急事態措置等を受け、各所管で準備を行い、速やかに開始する。
- その後、要請の延長や内容の変更が行われた場合は、別途、検討する。